

特定建設作業の届出について（お知らせ）

○…該当する ×…該当しない

建設作業の種類	具体例	騒音	振動	備考
くい打ち、くい抜き	ディーゼルバイルハンマ	○	○	
	ドロップハンマ	○	○	
	バイルエキストラクタ	○	○	くい引抜に使用
	もんげん(人力を動力とするもの)	×	×	
	油圧ハンマ	○	○	
	気動ハンマ	○	○	
	バイプロハンマ	○	○	くい引抜にも使用
	油圧式 ※くい打機及びくい抜機のみ対象	○	×	くい引抜にも使用
	圧入式くい打くい抜機	×	×	
	アースオーガ併用くい打機	×	○	
	セメントミルク工法	×	×	
スチームハンマ	○	×		
びょう打機	リベティングハンマ(リベット打ち)等	○	×	
	インパクトレンチ	×	×	対象外
さく岩機、ブレーカー(空圧式、油圧式、エンジン式、電動式等)	シャイアントブレーカー	○	○	連続的に移動する作業にあつては、1日50mを超える作業は除く。
	ハンドブレーカー	○	×	
	ドリフタ	○	×	
	レグドリル	○	×	
	ストーパー	○	×	
	ジャックハンマ	○	×	
	ハンドハンマ	○	×	
ピックハンマ	○	×		
アイオン	○	○		
空気圧縮機(定格出力15kw以上)※エアコンプレッサーとも言う		○	×	電動機以外の原動機を用いるもの。さく岩機の動力として使用する作業は除く。
コンクリートプラント(混練容量0.45m ³)		○	×	モルタルを製造するために行う作業を除く。
アスファルトプラント(混練容量200kg以上)		○	×	
鋼球で建物、工作物の破壊作業	スチールボール	×	○	
舗装版破砕機	ドロップハンマ車等	×	○	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
バックホウ(定格出力80kw以上)	ドラグショベル、ユンボ	○	×	国土交通省が定める低騒音型建設機械を除く。
トラクターショベル(定格出力70kw以上)		○	×	
ブルドーザー(定格出力40kw以上)		○	×	

【注意事項】

- ★特定建設作業を行う場合は、7日前（届出日は除く為、実質8日前）までに市長に届け出ることが必要です。
- ★一日で作業が終了する場合は、届出不要です。（※但し、学校等の周囲80m以内は除く）
- ★都市計画用途地域のうち、工業専用地域及び無指定地域での作業は、届出不要です。
- ★1号区域（第一種低層住居地域、第二種低層住居地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域。工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域）
- ★2号区域（工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域）
- ★届出の際は、建設作業付近の見取り図、工事工程表、現場図面（くい打作業については、くい状図等）、使用する機械のカタログの添付書類が必要です。

【規制基準について】

- ★敷地境界において、騒音は85dB、振動は75dBを超えないこと。

作業時間	1号区域	午前7時～午後7時	ア、イ、ウ、エ	(作業時間等の適応除外) ア. 災害その他非常事態発生の場合 イ. 人の生命又は身体に対する危険を防止する作業を行う場合 ウ. 鉄道、軌道上の正常な運行確保のための作業を行う場合 エ. 道路法による道路占有許可条件および道交法による道路使用許可条件夜間(休日)指定の場合 オ. 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合
	2号区域	午前6時～午後10時		
1日における延作業時間	1号区域	10時間以内	ア、イ	
	2号区域	14時間以内		
同一場所における連続作業時間	1号区域	6日以内	ア、イ	
	2号区域			
日曜・休日における作業	1号区域	禁止	ア、イ、ウ、エ、オ	
	2号区域			

連絡先: 石巻市生活環境部環境課 95-1111(内線3369)